

平成24年6月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成24年6月14日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 松本昭男君	総務課長 佐瀬義雄君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 黒川義治君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課長 末吉裕雄君	生活環境課長 関富夫君
	兼清掃センター所長
都市建設課長 藤平善之君	農林水産課長 関善之君
観光商工課長 玉田忠一君	福祉課長 花ヶ崎善一君
水道課長 西川一男君	会計課長 鈴木克己君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

議 事 日 程

議事日程第3号
第1 一般質問

開 議

平成24年6月14日（木） 午前10時00分開議

○議長（丸 昭君） ただいま出席議員は18人で全員であります。よって、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（丸 昭君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、吉野修文議員の登壇を許します。吉野議員。

〔10番 吉野修文君登壇〕

○10番（吉野修文君） 改めまして、皆さん、おはようございます。新世会の吉野です。議長のお許しを得ましたので、通告に従って、私の質問をさせていただきます。

まず、大きな質問で、市有遊休地の活用についてでございます。現在、市が所有している遊休地の活用について質問をいたします。当市に限らず周辺市町においても、厳しい財政状況と思われますが、当市でも団塊の世代が大量退職時代に入り、ますます少子高齢化が進んでいる状況でございます。市の活性化、財政の一助になればとの思いから市所有の遊休土地を有効に活用することができないか伺います。

まず、第1点目は、市が所有している遊休地は、どこにどのくらいあるのか伺います。

第2点目は、遊休地であった土地を現在活用しているところがあるか、また、あればどのような活用をしているのか伺います。

第3点目は、市所有の遊休地を今後どのように効果的に活用していくのか伺います。

登壇しての質問は、これで終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいまの吉野議員の一般質問に対してお答え申し上げます。

市の保有する土地で、遊休地となっているものの活用についてお答え申し上げます。

1点目の市が所有している遊休地の所在と面積についてであります。一団の土地で主なものを申し上げますと、1つ目がゴルフ場開発事業者の破産管財人から寄附採納を受けた浜行川地先の山林を中心とする約105万平方メートル。2つ目が、勝浦駅北口開発事業用地として取得した約17万4,000平方メートル、3つ目が関谷地先を中心に、市有地約2万平方メートルと総合運動公園用地として取得した約5万5,000平方メートルを合わせた約7万5,000平方メートルが主なものであります。

2点目の遊休地であった土地の現在までの活用状況であります。ただいま申し上げました3カ所のうち、勝浦駅北口開発事業用地として取得した土地の一部を駐車場として貸し付けを行っておりますが、その他の市有地につきましては、事業計画の見直し等もあり、活用されて

おりません。

3点目の遊休地を、今後どのように効果的に活用していくのかでありますけれども、市の貴重な財産が遊休化している、塩づけになっているということは望ましいことではないというふうに思っております。先ほど申し上げました3カ所の現況は、山林が多く、今後の造成や進入道路、排水などといった問題がありまして、なかなか活用が難しい状況にあります。公共用地または民間開発の両面で優先順位を勘案しながら市有地の利活用を考えてまいりたいと考えております。以上で、吉野議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） 当市の総合計画の観光の振興によれば、本市の観光客は、海水浴客や海中公園などの観光客施設利用者の年間入り込み客数が減少傾向をたどるなど、厳しい状況であり、また、入り込み客の多くが日帰り客で市内の事業者への経済波及効果が限定的であるなどあります。

また、四季を通じて実施している朝市や各種イベントを充実するだけで通年を通して観光客が集まるでしょうか。現在の当市における観光施設は、勝浦海中公園のみといっても過言ではないと思います。これでは観光に来てくださいと幾らPRしても海中公園は、1年のうち12月、1月、2月のおおむね3カ月を除き透明度の悪い日が多く、さらには、波の高い日は、割引になり収入減となります。いずれにしても観光客がまた勝浦に行きたいという気になるか、いわゆるリピーターとして戻ってきてくれるのか、そうはいかないのが現実ではないかと思えます。また、今申し上げた、ほかの観光地区にいたしましても、リピーターとなってくれるかという、そうはいかないと思えます。

そこで提案ですが、今、市長から説明のありました市の遊休土地の中で一番広い浜行川地先のゴルフ場跡地の約105ヘクタールの土地を利用する案でございます。この土地は、105ヘクタールといいましても、なかなかぴんと来る広さではないと思いますが、東京ドームに換算いたしますと、約22.5個分になります。この広大な土地を次のように利用してはいかがかと思えます。

まず第1点目に、この土地は、大きな高低差のない山林であることから、立ち木をオーナー制により販売して、さらなる開発に充てる。オーナー制として販売した樹木については、オーナーの裁量によりまして、自由にしてください。

2点目は、新緑から紅葉まで通年を通した観光公園といたします。公園には、赤芽紅葉を初め紅かなめもち、あるいは市の木、アジサイなどを植樹しまして、四季を通して樹木により楽しめる公園といたします。

3点目として、公園の周囲にはサイクリングコースあるいは遊歩道等を設け、これを活用していただきます。

4点目として、公園内には、総合グラウンド及び各種スポーツ施設を設置することにより、個々につくった場合に比べまして、駐車場が1カ所で済むという利点があることから、ここへ集中してスポーツ施設をつくれば、駐車場の問題では非常にコストが安くて済むということでございます。現在、テニスコートが荒川の元小学校跡地にできておりますが、地元では、駐車場が少ないために路上駐車あるいは大型のバスが来た場合には、やはり地先の広い場所にとまっているということがありまして、なかなか交通問題では、地元とすると、非常に不便なことがあるという話もございます。

5点目では、公園内の空き地、いわゆるこれらのものをつくったとしても、まだ相当数の空き地が残るということを考えますと、これの使用方法について、公募により有効活用する、個人または法人等に貸し出してはいかがかと思います。

さらに、第6点目としては、各漁業協同組合、JAいすみと協力して、物産及び土産物の販売をいたします。いわゆる道の駅のようなものをこの入り口付近につくり、そういう施設をつくって、雇用の促進あるいは入り込み客を大きく広げていく、こういう考えを持って、この土地を有効活用していく考えは、市当局にはあるか伺いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいまの浜行川地先の土地についての貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。この浜行川地先の市有地の活用は、確かに105ヘクタールということで、非常に広大でございます。ただ、現況が、私も現地は見ておりますけれども、なかなか入るところが難しいというようなこともありますけれども、今後の観光施策、施設とかその活用、それから公共施設全般の適正配置、あとは財政的な裏づけだとか費用対効果、さらには民間による開発の可能性、こういうものにつきましても、いろいろな角度から検証が必要ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、ただいまの貴重なご提案も踏まえて、今後、総合的に検討させていただきたいと思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） ただいま進入路の問題を言われましたが、ゴルフ場の跡地ということで、ゴルフ場が計画されたときの計画書、あるいはそれらの書類等によって、進入路の計画も、当時の計画書にはあったのではないかと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。当時の計画には、当然施設をつくる場合には、進入路等の考えがあったかもしれませんが、ただ、それについて、今、市長の答弁ございましたように、それだけの問題ではなくて、今後の観光客施設であるとか、あるいは公共施設の適正配分であるとか、いろんな面での検討が必要になってきますので、事、進入路だけということではないと考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） 進入路の件については、個々の具体的なものができたときには、これは総合的に検討するというふうな理解をいたしました。

それでは、3つ目の提案でございますが、昨年の3.11以降、昨日の質問でも出ておりましたが、房総半島沖にも大地震が数年以内に発生してもおかしくないというような報道もあります。実際に発生した場合には、当市においても甚大な被害が予想されます。被害を受けた場合は、それこそ全国各地の方から支援を受けることとなると思いますが、そういう今後のことも踏まえまして、3.11で東日本大震災で被災されました地域の皆様方の非常に困っておる瓦れきの処理がいまだに進まないというのが報道されております。その中で、当市でも役に立てることがあるのではないかとということで、先ほど申しあげました浜行川地先のゴルフ場跡地の谷間部分に瓦れき処理の中でも木材片に限り、また放射性物質が含まれない安全なものに限り、当市でも受け入れしてはかがと。昨年の3.11の発生後にも、市民の中には、各地区あるいは各市、

県の対応は非常に早い対応がありますが、当勝浦においては、これだけ海の近くにあるのに、なかなか支援が届かない、あるいは声が聞こえないというようなことがありました。こういうような受け入れは可能でしょうか、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） あの地区の谷間に、災害が起きたときの瓦れき等、放射性がない安全な木材片について処理できないかということですが、この間の東日本大震災の瓦れき処理に対して、浦安市長が、同市の海岸に一部あいているところがあって、昔からのいきさつがあって、そこを埋め立てて公園にしようと。要するに、生でそれを持ってきてそれを埋め立てる、公園にしようということを国に提案いたしましたけれども、環境省では、なかなかスケジュール的な面と焼却せずにそのまま埋め立てた場合は、有害な水だとかガスが流れ出る可能性がある、そういうものをきちっと管理する必要があるんだということで、浦安市長の申し出に対して、これは困難であるというような見解が示されたところでございます。

したがって、環境面で周辺の住民の皆さんが納得できるような処分場としての設備と管理が必要であるということで、結論的には非常に困難であるというふうに考えております。

また、放射性物質のない安全な木材ということでございますけれども、放射性物質の有無にかかわらず、多様なものが混在する瓦れきの中から木材だけを抽出するというのも、現実的には非常に難しいし、何よりも例の産業廃棄物の最終処分場で鶴原地先の、もうそれを受け入れないというような姿勢も示している中で、これをあそこに埋め立てるとするのは非常に厳しいというふうに思っておるところでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） 非常に厳しいお話ということでございますが、瓦れきの中でも材木片というのは、立ち木が枯れても三、四年すれば自然に淘汰して、キノコが出て、自然に返っていく。樹木というのは、そういう自然に返る性質があります。確かにおっしゃられたように、加工したものであれば、有毒ガスあるいはそういうような汚水が流れる可能性があると思われませんが、いわゆる東北地方で被災された多くの材木片については、自然を使った材木片であるというふうに、私は承知しておりますが、これについては、数年のうちに腐食して、大きな有害物質を発生するようなものはないというふうに考えております。こういうものを受け入れることによって、さきの市長答弁にありました産業廃棄物とは全く質の違うものと。これはまさに私も12月定例会の一般質問の中で宣言の話もしましたが、これらとは異質なものというふうに認識をして、今、全国でこれを受け入れるか受け入れないかと大きな問題になっておりますが、私は、できることであれば、この海に囲まれた勝浦市でこういう被害が起きたときに、全国からの支援を受けるために、こういうものを、できることは、やはり我々が身近でやってもらってはいかがかと思います。

答弁は必要としませんが、私は、こういうことを市の皆さん方、あるいは市の有効な空き地を各課の横断的な若い人の中での考え方をとったプロジェクトチームみたいなものをつくって、活性化につなげていただければと思います。これで質問を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって、吉野修文議員の一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、戸坂健一議員の登壇を許します。戸坂議員。

〔3番 戸坂健一君登壇〕

○3番（戸坂健一君） 皆さん、おはようございます。会派新創かつうらの戸坂健一と申します。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を開始させていただきます。

昨年、こちらに初めて登壇させていただいてから、早いもので、もう1年が過ぎました。まだまだ未熟者ではございますけれども、市政発展に向け、今回も精いっぱい頑張りますので、よろしくお願いいたします。

さて、今回は、大きく分けて3点、教育問題について、漁業問題について、生活保護について、それぞれ項目を分けて質問させていただきます。

まず、教育問題のうちの教育改革についてお伺いいたします。昨年の6月議会において、教育問題や図書館改革について質問、提言させていただきました。おかげさまでご尽力をいただき、教育現場の諸問題も少しずつ改善されてきているように思います。しかし、残念ながら、勝浦市における教育はまだまだ改革の余地があると言わざるを得ません。例えば先日も、市内の中学生の歴史や数学を指導する機会がありましたが、中学校間の学力の差といいますか、ある中学校の生徒は、一定レベルの問題が解けるのに、違う中学校の生徒は全く解けないというような事例が多々見受けられました。地域発展のためには、まずは人材育成が重要であると考えます。人材が育たない限り、幾らインフラを整備しようとしても、地域の発展はあり得ません。

経済格差の広がる社会の中にあって、平等な教育を平等に受けられる機会だけは確保されねばならないと考えます。教師の能力の差やあるいは地域によって受けられる教育に差ができてしまうようなことはあってはなりません。

勝浦市は、他の自治体に先駆けて先進的で充実した教育を施して、子供たちの能力を育み、そして地域社会をしょって立つ人材を育成せねばならんと考えます。そのためには、まずは教師の資質の向上を図り、また生徒たちが質実ともに充実した授業を受けられる仕組みを考えていく必要があると思います。

そこで質問いたします。1点目、中学校間の学力偏差について、問題を把握しておられますか。また、その改善策はございますでしょうか。

2点目、小学校の教科担任制の導入について、これは昨年の6月議会でも提案した制度で、小学校の授業の科目別担任制を導入しようとするものですが、導入に向けた進捗状況はどうなっておりますか。

3点目、小、中、高校間の教師の相互派遣について、現状どのような目的でどの程度行われているのか、教えていただきたいと思います。

次に、教育問題のうちの教育委員会についてお伺いいたします。教育委員会については、これまで残念ながらその活動や役割、組織の内容等が市民に周知されてこられませんでした。ともすれば、閉鎖的な印象すら受けます。しかし、教育行政の重要性が高まっていることから、教育委員会はみずから情報を発信し、その活動を市民に広く公開し、あるいは積極的に議論に参加し、教育改革の意思を持って活動していくことが重要であると考えます。

また、教育委員会制度については、これまで中央の文部科学省の中央教育審議会の答申など

で、何度も改革が必要であると言われ続けてきました。例えば、事務局の提出する案を追認するだけで、実質的な意思決定を行っていないではないか。または、地域住民にとって、教育委員会の役割、活動が余り認知されていないのではないか。また、議論の時間が限られ、十分な議論がなされていないのではないか。教育委員が地域住民と接する機会が余りなく、広報活動や会議も十分でないのではないか。そう答申されております。

勝浦市においては、このようなことはないと思いますが、実際に教育委員の方々と一般の市民が触れ合う機会というのは、現状ほぼないと言ってよく、いずれにせよ、今後は十分な情報発信が必要と考えます。

そこで質問いたします。1点目、勝浦市教育委員会の組織、役割、その業務について、概略を教えてください。

2点目、教育委員会と市長との関係についてお伺いします。近年、中央教育審議会や、全国市長会などにおいて、市長と教育委員会との連携強化の必要性が取り上げられています。私自身も、市長と教育委員、あるいは教育長との日常的な意見交換が必要と考えますが、市長は教育委員のメンバーと教育政策について協議する会議等はしておりますか、お伺いします。

3点目、教育委員の選任についてお伺いします。現在、教育委員会委員は、議会の承認と首長による任命によって選任されておりますが、委員の選定方法が不明確のように感じます。教育委員構成メンバーの多様化、保護者の参加の必要性などが過去に審議されておりますが、教育委員の民間からの積極的な登用、あるいは委員の公募の可能性について、それが可能かどうか、市のお考えをお聞かせください。

次に、漁業問題についてお伺いします。近年、勝浦市の漁業においては、さまざまな問題が発生しております。例えば、漁業従事者の高齢化、後継者不足、漁業資源の枯渇、海洋環境汚染などの多種多様な問題です。また、最近では、貴重な漁業資源を巡って、地元の小型船と中型の巻き網船とのトラブルも多発しております。勝浦市がこれらの問題に対して、どのように対応していくのか、漁業関係者の方々は注目しております。

一方で、漁業関係者自身が主体的に活動し、それらの諸問題を解決しようとする取り組みも始まっております。例えば漁業資源を守るためにどうしたらよいか考える勉強会の開催や海産物のブランド化を図るために船の中でどう魚がとれて、それが食卓にどう上るかを一連の流れをビデオに撮って公開するといった取り組み、あるいはインターネットを使った魚の販売などについて研究している団体もございます。漁業関係者自身によるこうした取り組みは、これまで例はございませんでしたが、それだけ漁業関係者の皆さんが現状に強い危機感を持っていることのあらわれだとも思います。

市としても、こうした取り組みに積極的に関与していく必要があると考えます。漁業は勝浦市における基幹産業の一つです。しかし、残念ながら勝浦市の漁業に対する意気込みというか理念というものがなかなか見えてきません。

市長は、市ホームページのあいさつ、「平成24年度を迎えて」の中で、教育、インフラ整備、観光については触れられておりますが、漁業については触れておられない。これだけさまざまな問題を抱えておるにもかかわらずです。これは少し寂しいと感じます。ですから、今回は、ぜひ市の漁業に対する理念のようなものを語っていただきたいと思います。

そこで質問いたします。まず1点目、勝浦市の漁業に対しての認識についてお伺いいたしま

す。市の重要な産業の一つである漁業について、個別の問題が発生したときに、これまでどのようなスタンスでかかわってこられたのか、例えば前述のような小型船と中型巻網船とのトラブルについて、この問題についてどのように対処してきたのか、お聞かせください。

また、今後、この地域の基幹産業である漁業に対して、市としてどのようにかかわっていくのか、大事な産業を守るために、どのように市政がかかわっていくべきか、理念のようなものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

また2点目。漁業振興策の拡充と総合的対策の必要性についてお伺いいたします。前述のように、最近では、漁業関係者みずからさまざまなアイデアを出して、漁業問題の解決に向けて取り組んでおられます。しかし、ノウハウ、情報、あるいは資金が不足していたり、なかなか実現が難しい状態にあります。

そこで、漁業振興策の一環としてそうした取り組みやアイデアに対して、市から何か補助ができないものでしょうか。予算は少なくとも構いません。漁師の方々の主体的な活動に市がもっと補助できないか、勝浦市が漁業の未来を漁業者とともに考えていくんだ、漁業者からの新しいアイデアがあれば、積極的に支援していきますよといった取り組みは必要であると感じます。

そこで例えば、漁業者からの漁業に関する事業提案に対して、アイデアを精査した後に、一定の額を補助するような、いわば市民提案型事業の漁業特化版のようなものをつくるべきと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

また、勝浦市の漁業振興のためには、漁業振興策にとどまらず、河川の浄化も含めた周辺環境整備、あるいは全国の外来船の漁師の皆さんを受け入れておもてなしするためのまちづくりの必要性などなど総合的かつ長期的な戦略を考える必要があると思いますが、この点について、市はどのようにお考えでしょうか、聞かせてください。

最後に、生活保護についてお伺いいたします。近年、不況によって、生活保護の受給者数がふえ続ける一方で、不正受給の増大も大きな問題となっております。先日も、芸能人の生活保護の不正受給がマスコミで大きく取り上げられ、問題となっております。千葉県内でも、生活保護の不正受給は増え続けており、2010年度に県内で確認された不正受給は915件、その総額は5億6,000万円に上っております。生活保護制度は、第一には、国の制度であり、市単独でどうこうできるような問題ではないと認識はしておりますが、一方で、窓口において受給の可否をしっかりと精査し、不正受給がないよう、いわば防波堤の役割を担うのが市であると思います。勝浦市においても、生活保護の受給者数は年々増加の傾向にあり、正しく支給されるよう、実態の把握と不正受給のあぶり出しは急務です。

そこで、質問いたします。1点目、生活保護制度利用の実態と生活保護者数の推移について、概略と直近のデータがあればお示しください。

2点目、審査時の精査の必要性和今後の改善策について。現在、不正受給が大きな問題となっておりますが、窓口においてしっかりと精査し、受給の可否を判断し、不正受給が出ないよう対応するための体制がきちんとできておりますか。

また、今後、ますます受給申請は増え、不正受給の危険性も高まると思いますが、窓口業務やケースワーカーの活動も含め、拡大する業務に対する対応策、改善策等はございますでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの戸坂議員の一般質問に対してお答え申し上げます。

教育委員会についてですけれども、そのうち教育委員会と市長との関係について、それから、教育委員会委員の民間からの登用・公募についてを私から、また、残りについては、教育長から答弁をいたさせます。

初めに、教育問題のうち教育委員会と市長との関係についてお答え申し上げます。教育委員会は、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する機関として市町村に設置され、首長から独立した行政委員会として位置づけをされております。教育行政における重要事項や基本方針を決定し、教育長が具体的な事務の執行を行います。

なお、市長との関係につきましては、地方公共団体の長は、教育財産の取得及び処分、教育委員会に関する契約の締結、教育委員会に関する予算の執行等の職務権限がございます。先ほど、市長と教育委員会が話し合いとか、十分協議されているかというようなご質問もありました。教育問題につきましては、日ごろから松本教育長初め職員の皆さんとも十分、意思疎通をしております。また、昨年も、教育委員会の懇談会にも招かれまして、そこでもいろいろ皆さん方と意見交換をしたところでございます。ということで、十分、意思は疎通していると、私は思っております。

次に、教育委員会委員の民間からの登用・公募についてであります。教育委員会の委員は、法律により、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命し、教育長は、教育委員のうちから教育委員会が任命をするという仕組みになっています。委員の定数は5名で、構成は、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じない配慮をすることが規定されております。

ご質問の民間からの登用・公募でございますが、本市におきましては、教育委員会委員全員が民間からの登用でございます。登用に当たりましては、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する方を選考し、議会の同意をお願いしているところでございます。

また、公募につきましては、平成12年4月以降、全国で7団体が公募を実施しておりますが、本市では実施いたしておりません。

次に、漁業問題についてお答え申し上げます。漁業振興について、1点目の市の漁業への認識についてであります。現在の水産業を取り巻く環境というのは、漁業資源の減少や魚価の低迷、漁業従事者の高齢化、後継者不足など、年々厳しさを増しております。

このような中で、勝浦産水産物のブランド化と消費拡大を図るため、カツオまつり等を実施するとともに沿岸漁業対策として、アワビ種苗放流事業等を継続的に行っております。ご質問の沿岸小型漁船と巻き網船のトラブルについてでございますけれども、双方の漁法が異なることや、資源管理などの点からも巻き網船と釣り漁業や引縄漁業を行う小型漁船とのトラブルがあると聞いております。

平成16年ごろに巻き網漁業の操業調整問題に関しまして関係機関に情報収集を行うとともに、勝浦水産事務所に対しまして早期解決に向けての要請を行いました。本件につきましては、漁業経営にかかわる問題でもありまして、双方とも主張があることから、今後、漁業者と関係機

関で協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

2点目の漁業振興策の拡充及び総合的対策の必要性についてのご質問ですが、市では、沿岸漁業の経営の安定化のためアワビ種苗放流事業などによる地先資源の増大、漁獲共済事業などによる漁業経営支援など、安定した水産業の振興を図るための施策事業を実施しております。地元水産業関係者により、事業を提案されたものに対しまして支援をしていくということは、水産業の振興に有効なものと思います。今後、この活用と国や県の補助事業の活用とあわせ考えてまいりたいと思っております。

また、総合的対策の必要性についてですが、現在、勝浦漁港においては、平成22年度から漁獲物の処理、保蔵施設等の建設、岸壁等の漁港施設の整備を、勝浦市地区水産物流通機能高度化対策事業により実施しております。

また、他の漁港においても、必要に応じて改善等を進めております。環境整備やインフラ整備などの総合的対策は必要なことと考えますが、他の施策とあわせての事業展開となりますことから、財政的な面を含めまして、今後の状況を見極めた上で考えてまいりたいと思っております。

次に、生活保護についてお答え申し上げます。1点目の生活保護制度の利用実態ですが、本市では、平成24年3月末現在182世帯241人の方が生活保護制度を利用しております。また、世帯類型別に申し上げますと、高齢者世帯で102世帯、母子世帯が3世帯、傷病・障害者世帯が58世帯、その他世帯が19世帯となっておりまして、高齢者世帯及び傷病・障害者世帯を合わせますと、全体の約9割を占める状況となっております。

次に、生活保護者数の推移についてであります。過去5年間の各年度末の推移を申し上げますと、平成19年度が220人、平成20年度229人、平成21年度245人、平成22年度237人、平成23年度241人となっておりまして、5年前と比較いたしますと、21人の微増となっております。

2点目の審査時の精査の必要性和今後の改善策ですが、生活保護を申請された方につきましては、法律にのっとりまして厳格な審査の必要性を認識し、生活状況等を把握するための家庭訪問、預貯金、保険、不動産等の資産調査、扶養義務者による扶養可否の調査、年金等の社会保障給付、就労収入の調査及び就労の可能性調査を実施するなど、十分精査した上で決定しております。

また、生活保護受給中においても、所得調査であるとか、実態に応じて家庭訪問を実施し、助言、指導を行っていることから、今後も法制度や県の指導のもと、これらの手続を適切に行ってまいりたいと考えます。

以上で、戸坂議員に対しまして一般質問の答弁を終わります。その他の教育問題につきましては、教育長より答弁をいたさせます。

○議長（丸 昭君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの戸坂議員の一般質問に対し、お答えいたします。初めに、中学校間の学力検査についてのご質問でございますが、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、市内中学校における生徒の学力、学習状況を把握分析し、課題を検証することにより、その改善を図るように指導しているところでございます。市内3中学校の学力偏差については、学年や教科により、多少の学校間格差はございますが、市内中学生の学力は、関心、

意欲、態度の観点が高く、読む能力、思考、判断、数学的な見方、科学的な考え方、言語の知識がやや低い傾向にあります。

各中学校では、毎年、各教科で観点別、領域別に生徒の学力を分析し、指導の改善を図っております。今後も生徒の実態に応じたきめ細かな学習指導を展開し、より一層の学力の向上が図れるように努めてまいりたいと考えております。

次に、小学校教科担任制の進捗状況のご質問でございますが、勝浦市内の小学校は、学級担任制でございますが、一部の学校では、千葉県教育委員会から増置教員配置され、小学校高学年の理科、体育などを専科教員として指導しております。教員の専門性を活かした小学校における教科担任制につきましては、本年度も引き続き千葉縣市町村教育委員会連絡協議会を通して、県教育委員会へ要望してまいりたいと考えております。

次に、小中高校間の教師相互派遣についてのご質問でございますが、市内小中学校では、授業公開を実施することにより、他校の優れた授業を見合う機会とし、教員の授業力の向上を図っております。また、小・中・高連携の特別授業を実施しており、本年度も小学校5、6年生の英語の授業に中学校の英語教員が指導に当たるなど、小中高校間の教師相互派遣を推進しているところでございます。今後も、小中高等学校のより一層の連携を図り、学力の向上に努めてまいります。

次に、教育委員会の組織及び役割、業務についてのご質問でございますが、現行の教育委員会制度は、昭和31年に制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて運営されております。教育委員会は都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関である行政委員会でございます。この教育委員会制度は、学識経験者である5人の非常勤の委員で構成される教育委員会の委員の合議により大所高所から基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が執行する行政委員会でございます。

教育委員会では、学校など教育機関の管理、児童・生徒等の就学、入学、転学、学校の教育課程、学習指導、生徒指導、教科書、その他の教材の取り扱い、児童・生徒等の保健、安全、学校給食、青少年教育、婦人教育、公民館活動などの社会教育、社会体育、文化財保護などの教育に係る基本方針を合議により決定しております。

なお、本市では、教育委員会として5人の委員で、勝浦市教育委員会を組織し、この執行機関の長が教育長でございます。

また、教育委員会の権限に属する事務を処理するため、事務局として教育課、社会教育課、公民館、図書館、学校給食共同調理場があり、教育長統括のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理しているところでございます。

以上で、戸坂議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） まず1点目、中学校間の学力偏差についての質問でございますが、きめ細かな学力の向上等を図っていただくということで、ありがとうございます。ただ、あえて具体例は申しませんが、各学校における、特に歴史教育、近現代史教育の不十分さは悲しくなるほどでございます。学校教育法において、その一つの目的として、国と郷土の現状と歴史を正しく理解して、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うという目的がしっかりと記されております。しかし、ここ勝浦市の教育現場においては、まだまだ歴

史教育、特に近現代史の重要性が先生方に認知されていないのではないかというふうに思います。特に近現代史の授業について、改善の意図、あるいは改善策というのはございますでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。議員、ご指摘の近現代史の件でございますが、2008年に文部科学省より新学習指導要領が告示され、本年度から完全実施いたしました。そこにおきまして、中学校3年次で40時間、近現代史の時間を各学校、設けております。その後、100時間公民の時間をやると。昨年と比べまして、約40時間、近現代史に係る指導の充実を図っておるところでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） ありがとうございます。次に、2点目、小学校の教科担任制の導入についての部分でございますが、増置教員が理科、体育について、専科教員として配置されておられるということなんですけれども、これはいつからいつまで配置されるものなのでしょうか、将来的にはこれがなくなる可能性もあるということでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。市町村の職員につきましては、県費負担教職員でございます。県教育委員会のほうから増置教員が派遣されているわけで、定数でいただいているわけですが、その中で対応しておりますので、増置教員が今後も配置されれば、この専科については続けられると考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） その教科担任制の導入についてですけれども、例えば現状、社会が嫌いな先生が社会を教えている、あるいは算数が苦手な先生が算数を教えているというのが実態であると思いますので、とにかく教師の質を高めるための取り組みが必要です。ぜひとも今後とも増置教員が配置されるように努力いただきたいと思います。

次の質問に移ります。3点目の小中高校間の教師の相互派遣について質問いたしますが、現状、中学校の先生、大変忙しい状況にあると思います。朝は早く出て、また部活等を担当して、夜9時ごろ帰ってくる。そんな中で、中学校の一般的な先生が年間どのくらい研修というか講習に参加しておられるのか、参加の状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。各学校では、教職員の指導力や資質の向上を図るため、小中生徒指導推進協議会や学校人権教育研究協議会、キャリア教育を進める研修会、音楽研修会、初任者研修会、5年経験者研修会、あるいは不登校の子供を支援する実践研修会など、数多くの研修会に参加しておるところでございます。市内中学校の中で、北中学校を例に申しますと、年間282回の研修会に出席しております。他校の研修会への出席状況もほぼ同様でございます。各学校では、教職員の指導力や資質の向上、生徒指導の推進、特別支援教育の充実等を図るため、教職員が研修と修養に努めているところでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問ありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 教員の資質の向上を図るということで、今お聞きしたところ、北中で年間282回ということですが、北中の先生が正確に何名おられるかわかりませんが、仮に20名程度だ

としても、1人当たり、年間十二、三回ぐらいの研修に参加しているという理解でよろしいのでしょうか。確かに先生方の質の向上は重要だと思いますが、それが先生方の負担になっているということであれば、この数は減らしていくべきとも思います、その辺のご見解はいかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。北中学校の職員数でございますが、17名おりまして、事務職を除きますと、16名なので、1人当たり年間約17.6回、18回ぐらい研修会に出席していると。確かに議員ご指摘のとおり、非常に研修会等に参加している先生方が多いという現状はございます。やはりきめ細かな指導あるいは学力の向上を図るためには、この先生方の研修会が、できるだけ少なくするように考えておりますが、また、県のほうでも、この研修会を子供たちの休み、また夏季休業中等に集中して、研修会を実施するなど、工夫しているわけですが、議員ご指摘のとおり、子供たちについて学力の向上を図るという観点からすれば、この研修会を少しでも減らしていく、参加を減らしていくというように考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 次に、教育委員会についての質問に移ります。教育委員会について、その組織及び役割、業務についての概略をお示しいただきましたけれども、教育委員会とは、教育における最高の意思決定機関だと思います。その存在や人数あるいは職務というのは、一般市民、勝浦市民に周知されているとお考えでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。教育委員会の職務権限に属する仕事について、すべてを周知することはできませんが、例えば、各学校で行っていることにつきましては、学校だより等を通して地域に情報発信しております。

また、市のホームページにおきましても、教育委員会が実施した検査あるいは調査結果について情報を発信しております。

また、昨年度でございますが、就学制度、教育委員会が実施している就学制度等につきまして、全保護者あてに通知をいたしまして、制度の概要等について周知したところでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありますか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 制度の概要等について、保護者あてに送付したとのことでございますが、私、先日市政報告会を開催いたしまして、十数名の方に来ていただきましたけれども、そこで、教育委員会のメンバー、あるいは仕事を知っていますかというふうに聞きましたが、だれ一人ご存じの方はおられませんでした。また、時々集会等に顔も出して、こういった話題にも上りますけれども、教育委員会の構成委員、あるいは仕事というものが全く市民に伝えていないのではないかというふうに思っております。メンバーの名前すら知らない方が大多数であると思います。強大な権限を持つ教育委員会だからこそ、その活動を周知徹底あるいは情報開示、広報活動をしていくことが必要であると考えます。今後、市民への周知を徹底していくために、何かより一層周知を図るような具体的な策はお持ちでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。今後につきましても、教育委員会のやっている施策等々につきましては、市のホームページやそういうものに積極的に情報公開したいと思っております。

が、広報につきましては、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（丸 昭君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 引き続き教育委員会の業務についてお伺いいたします。勝浦市教育委員会会議規則の中で、教育委員会は会議を行うというふうに規定されております。また、傍聴人規則の中で、教育委員会の会議を傍聴しようとするものは、自己の氏名、住所、職業その他委員長の必要とする事項を告げて、委員長の許可を得て会議を傍聴できるというふうに記されておりますが、教育委員会の会議、これは年間、どのくらいの回数、行われているのでしょうか。また、直近の年度において、この会議を傍聴した一般の市民の方というのはおられますでしょうか、お答え願います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。教育委員会の会議を傍聴した方につきましては、ここ3年間では一度もございません。また、教育委員会の会議の開催でございますが、これにつきましては、昨年度の実績で、7回開催しており、審査につきましては、合計で26件行っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 教育委員会の業務というのは、本当に教育行政をすべて仕切っているといっても過言ではないぐらい幅広くまた強大なものであると思いますが、それが、会議が行われているのが年7回というのは非常に少ないというふうに感じます。

また、傍聴者の方が、3年間一度もおられないというのは、これも非常に残念なことで、規則上、傍聴ができるということであれば、これも周知徹底していただいて、どんどん市民の方に会議を見ていただきたいというふうに思います。そのための施策の充実を要望いたします。

次の質問に移ります。教育委員会と市長との関係についてですが、十分に意思疎通ができて、庁議や定例課長会等でも連絡は取り合っているものと存じますが、また懇親会等の場にも出られておられるということでしたけれども、私がお伺いしたのはそういうことではなくて、市長と教育長とがもっと綿密に教育行政についてご連絡をとっていただきたいということで、そのためだけの場というか会議の場があるのかどうかということをお伺いいたしました。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 決まった打ち合わせといいますか、会議というのはございません。ご承知のように、市長査定とか、あるいは庁議とかそういう場では協議をしているわけでありませけれども、それ以外に決まった会議というのはないわけでありませけれども、先ほど教育委員会は独立した機関だという説明がありましたけれども、勝浦市の場合、特に私は、小さな市町はそうだと思うのですけれども、独立した機関であっても、実によくまとまっているなど。むし

ろ独立したというよりも一体化しているなという気がいたします。担当課とよく打ち合わせがあって、意思疎通ができて、仕事が順調に進んでいるということでもあります。ですから、余り私と市長が、そのことについて話し合う必要も、今のところ余りありません。絶対に会わないというわけじゃなくて、必要なときには、山口前市長あるいは藤平元市長のときからそうすけれども、必要があれば私は市長のところに伺って、いろいろ協議はしてまいりました。ですから、全くやらないということはありません。必ず必要なときにはやるというふうにお考えいただいて結構かと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 今のお答えですと、情報共有ができていくということでございましたけれども、昨年、私が議会で取り上げたような学級崩壊の事例等々、学級崩壊ではないというお答えでしたけれども、そういった事例について、市長はどの学校でどの程度そういった事例があるのかということまで、情報の共有が図られているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 学校教育の中身につきましては、教育委員会に任された仕事でありますから、これを一々市長のところに行って意見を伺うとかそういうことはありません。例えば施設の整備とかそういう関係であれば、それは必要ですからやらなければいけないというふうに思っています。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 規約に記されている市長と教育委員会との関係は、私も存じ上げているつもりでございます。私が申し上げているのは、例えば地方教育審議会あるいは全国市長会等々で、首長と教育委員会とがもっと綿密に連携して、一つの自治体の中で、教育問題について連携してやっていくべきという意見が最近出ております。それを受けて、市長もしくは教育委員会がどのようにお考えかということをお伺いしたいのです。そういったことがあるので、今後また市長と教育委員会とでもっと連携を密にしていきたいということで、これについては、お答えは不要です。

次の質問に移ります。教育委員会の選任についてお伺いいたします。先ほど、教育委員会の選任の基準というか、選定基準につきまして、人格高潔で学識等々識見を有する方から選ぶということでしたけれども、それでは、市長は任命に当たって、これら委員の候補に事前にお会いすることはあるのでしょうか。議会に同意人事を求める以前にこれら候補の方々と面接というか実際に会っておられるのでしょうか、その点をお伺いいたします。直近では、昨年9月に再任ということで選ばれたと思いますけれども、これまで猿田市長以前にも市長が候補の方々と選任に際して、きちんと会っておられるのかどうか。そういった事例があったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 選ぶときには、当然その方の人格が高潔で本当に識見を有するという一方で、選ぶ選定の基準は、頭の中には当然それを踏まえてお願いをしています。また、過去においてもしているはずですが、だから、個々に、今回あなたを選ぶからという面接、そういうような、ある意味形式的なものはやっていませんけれども、選ぶときには、その選ばれる人間がどういう人であるかということも、当然踏まえて選任するというところでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） その人格、見識等を踏まえてというお答えでしたけれども、どのようにそれを踏まえるのか、それはやはり会わなければわからないと思うのですけれども。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私が昨年、委員を選んだ方は再任でお願いをいたしました。その方を選任する前から私もお会いして、その方の人となり、十分踏まえて再任ということでお願いをしました。私が選ぶ場合には、人格がどうである、その人が素晴らしい人だということは、私なりの判断としては当然それを踏まえて選びます。もちろんその前に知っていますし、いきなり知らない人を選ぶわけじゃありませんから。それはもうちゃんとそういうものを踏まえて選ぶということでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） ありがとうございます。これまで、勝浦市以外のところでは、選任に当たって、全く書類上の判断だけで選んでおったようなところもあると聞いておりますし、そういったことも踏まえて、今後、任期も変わるときがあると思いますので、教育委員の選任の際は、ぜひぜひ市長みずからお会いして、しっかりと人格、見識ある方を選んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。委員の公募についてです。公募については、先ほどお答えいただきましたけれども、それでは、質問を少し変えて、教育長の公募というのは可能でしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 可能であるかどうかと聞かれれば可能かもしれません。ただ、千葉県においては、たしか浦安市が教育長の公募をやっているということですが、余り全国的には例はないというふうに聞いております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 教育長の公募の実施例ということで、私も、少し調べてみましたけれども、有名ところで4点ほどピックアップしてみました。東京都八王子市、千葉県流山市、特に教育長ということで名指しして公募したものが愛知県西春町、神奈川県逗子市などのケースがございます。これははなから教育長を公募いたしますということでやっておられる。先ほど答弁の中で教育長の資格というか、教育長の条件として、教育行政の専門家でなければならないというふうにお答えいただいたと思いますが、例えば神奈川県逗子市のケースでありますと、学校管理や教育行政の経験を絶対必要条件とはしないというふうに規定されております。また、愛知県西春町のケースにおきましても、学校管理経験や教育行政経験は必要としないというふうに、しっかりと規定されております。その上で、公募を行って首長が選考委員を設け選考を行って一次選考、二次選考と経た後に、議会の同意を得て教育委員に任命し、教育委員会において教育長に任命されたというケースもございます。今後、やはり教育のプロがなられるのは、もちろんそれですばらしいことだとは思いますが、事、教育委員会に対する閉鎖的なイメージといいますか、どんどん市民に対して活動を公表していただきたい、また周知をしていただきたいという中で、公募ということも今後考えていただきたいと思います。今後、公募の可能性が勝浦市においてもあるかどうかお聞かせください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今のところは、公募については考えておりません。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） ありがとうございます。次に、漁業関係についての質問に移ります。勝浦市の漁業に関しての認識についてお伺いいたしましたが、これについては、今後も情報収集、早期解決に向けて関係者と協議を行うということで、ぜひともよろしくお願いいたしますと思います。

2点目の漁業振興策の拡充と総合的対策の必要性についてですが、漁業振興策として、漁業者のアイデアに対してある程度の補助をしていただきたいということをお願いいたしました。市長より、「地元水産業関係者により、事業を提案されたものに対し支援していくということは水産業の振興に有効なものと思う」とお答えいただいて、大変ありがたいと思います。ぜひともご検討いただきたいと思います。総合的な考え方の必要性なんですけれども、インフラ整備、確かに30年度までに漁協施設は新しくなるということで、これは大変すばらしいことだと思いますが、一方でインフラ整備が幾らされても、港町としての魅力をしっかり整備しない限り、外来船の誘致は今後非常に難しくなるというふうに考えております。例えば、幾ら魚価が高く買っていただいても、漁師が遊ぶ場所、娯楽施設等々がない港であれば、例えば将来的に魚価が下がってしまったときに、外来船の方々が違う港に行ってしまうのではないかとといった心配もございます。こうした懸念も含めて、また昨年12月議会の一般質問でも申し上げましたが、浜勝浦川の問題も含めて、海が汚いところで、漁業をどうやっていくかということもございます。

勝浦市総合計画の前期基本計画の中で、外来漁船の年間の水揚げ高をアップしようということで、平成28年度までの目標がございしますが、これに関してどうやって施策を展開していくかということの中に、全く漁業のことしか書いてないんですね。どうやって外来漁船を増やしていくのか、漁師さんに対するおもてなしの心、どうやって町を上げて漁師さんをもてなしていくか、迎え入れていくかということが全く書かれていないので、この辺、もうちょっと詳しく、今後、漁師町としてどうやって町をつくっていくか、理念のようなものをお聞かせいただければと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいま質問のありました、特に外来船の方たちがここにとどまって、勝浦はいいところだなと、先ほど言いました遊べる場所というようなものが、本当に必要だと思っております。私は、今年、外来漁船誘致で高知に行つてまいりました。高知にひろめ市場というすばらしい市場がありまして、漁師の皆さん方、また訪れた人たちが、その市場でいろいろなものを、飲める、食べられる、おいしいものが出るということで、本当に市場風で販売もあるけれども、そこで飲食できるということで、こういうのは本市にも、特に港のすぐ近くにあったらいいなというふうに思う次第でございます。

今、言われましたように漁港施設の整備、これは平成30年までに整備を行いますけれども、それとあわせまして、やはり漁業振興とあわせた地域づくり、こういうものをこれから積極的に取り組む必要があるなというふうに思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 関連して細かいことなんですけれども、外来船に乗っておられる外国人漁師

の皆さん方が、インターネットを使用する際に、Wi-Fi無線通信を利用する方が多いんですけれども、民間の方が使っているWi-Fiの無線を勝手に盗んで使っているケースが大変増えてきて、漁協のほうでも苦慮しまして、Wi-Fiのホットスポットを1つつくって、漁師の皆さんに使っていただいている。そういうこともあったんですけども、やはり1つでは足りない。そこに漁師の方々が群がってインターネットを活用している状況も見られますが、そういった漁師の方々の細かいニーズをしっかりと市が把握して、そうした比較的费用をかけずにできる漁師の方々のためのインフラ整備というものも少し念頭に置いていただきたいと思います。

次の質問に移ります。生活保護についてですけれども、利用者の実態と推移について、データをお示しいただきありがとうございます。生活保護法や厚生省令に基づいて十分やっておられるということで、大変安心したところでございますけれども、少し気になる点もございます。外国人の受給者数についてお伺いいたします。現在、勝浦市はたしか外国人登録者の方が189名、17カ国おられたと思いますが、外国人の生活保護の受給者というものはおられるのでしょうか。また、それらの外国人の受給者がおられた場合、どういった基準で精査しておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。現在、韓国人の方が1名おります。なお、生活保護につきましては、もともと日本国民に限られておりますけれども、生活に困窮する生活保護の措置についてという厚労省から通知がございまして、当分の間、生活に困窮する外国人に対しましては、一般国民の取り扱いに準じて行うことというふうに通知がされております。なお、条件といたしましては、国籍の明記であるとか、明記した保護申請書の提出あるいは外国人登録証明書の提示を求めています。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） その外国人の身分というのは、現状どのようになっておられるのでしょうか。外国人実習生なのか、外国人の定住者なのか、もしわかれればお聞かせください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。現在、保護になっている方は高齢者という位置づけでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） そうすると、その方は、きちんとこれまで市税、県税等々の税を納められてきた方ということでよろしいのでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） そこまでは確認はしておりませんが、永住権を持った韓国人ということでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） その辺の確認はしっかりしていただきたいと思います。たとえ通達があったとしても、しっかり税金を納めた方に生活保護を受給するというのが基本だと思いますので、その辺は調べればすぐわかると思いますので、精査をしっかりとお願いしたいと思います。

また、これまで不適切と判断した事例があったのかどうかお聞きしたいと思いますが、この

私の持っているデータを見ますと、生活保護の廃止になった方が平成23年度で23名おられるということですけれども、例えばケースワーカーの方等々が精査した結果、これは不正受給あるいは不適切な受給だと判断した事例があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。現在のところ、調査につきましては、毎年実施しておりますけれども、その結果といたしまして、不正受給による保護廃止になったケースはございません。先般、収入に係る書類を提出するように再三指導したにもかかわらず従わない困難ケースがございまして、本人を呼びまして、聴聞会を開き厳重に指導したケースがございまして、制度運用につきましては、適切に行っているところでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 例えば千葉市では不正受給が発覚した場合は、その返還、受給分の返還を求めるというふうに決めておられるようですが、例えば今後、勝浦市で不正受給が発覚した場合、そうした返還を求める等々の処分も検討しておられるのでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えします。そういうケースが発生した場合は、当然、返還を求めるようになると思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） いずれにせよ、大切な税金で支えている生活保護制度でありますので、正しく受給がされるように、しっかりと精査していただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって、戸坂健一議員の一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、佐藤啓史一議員の登壇を許します。戸坂議員。

〔7番 佐藤啓史君登壇〕

○7番（佐藤啓史君） 議長よりお許しをいただきました。平成24年6月議会一般質問の大トリを務めさせていただきます、新創かつらの佐藤でございます。予定していました時間よりも早くなりまして、午前中から質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、今回2つのテーマで質問をいたします。1つは、元新戸小学校の跡地利用について、2つ目に入札・契約制度について、市長及び教育長から答弁をいただきたいと思います。

まずは、元新戸小学校の跡地利用についてお聞きします。この問題につきましては、今年の3月議会の一般質問に続き再度の質問となります。元新戸小学校の卒業生であり、この地域から出ている議員の1人として、もう一度この問題をお聞きすることをご理解いただきたいと思います。

学校給食共同調理場の移転改築につきましては、既に平成24年度当初予算で設計、地質調査、測量の経費が計上され、議会において承認されました。そして、その移転建設地が元新戸小学校跡地になります。それに伴いまして、市側から松本教育長、中村教育課長、岩瀬学校給食共

同調理場所長の3名が出席され、改築の必要性、建設の予定地、新設の規模、建設スケジュール等新しい学校給食共同調理場移転改築計画の概要について、地元の新戸区を含む元新戸小学校校区の6区において地元説明会が、これまでに開催されました。各区での説明会においては、地元住民から多くの質問や意見、要望が出されたものと理解しているところであります。3月議会での一般質問においては、本年8月ごろに設計の概要をまとめる段階で、再度地元説明会を開催することの答弁をいただきましたが、学校給食共同調理場建設計画に伴う地元対応について、再度この議会でお聞きいたします。特に、各区での地元説明会での意見、要望等に対してはどのように対応していくのか、またこれまでに対応しているものがあるのか、お聞きします。

また、元新戸小学校区内には、避難所、避難場所がない状況にありますが、避難所を兼ねたコミュニティスペースの併設を再度求めるものであります。市のご見解をお伺いいたします。

次に、入札・契約制度についてお聞きします。1995年に起きた阪神大震災以降、学校を初めとする公共施設の耐震化が見直しされ、国、県、市町村において、公共施設の耐震補強工事が発注され、施工されてまいりました。勝浦市においては、これまでに勝浦中学校の校舎の耐震補強工事が終了したところであります。本来、学校というものは、児童・生徒の就学のためであります。そうした中で、3・11東日本大震災が発生し、再度学校の耐震補強というものの重要性が高まってまいりました。そのために、平成24年度当初予算では、勝浦中学校の体育館の改築工事設計業務委託料、豊浜小学校、総野小学校、北中学校の体育館耐震補強及び大規模改修工事の設計業務委託料、また、今年の5月議会の補正では、勝浦小学校の体育館耐震補強及び大規模改修工事の設計業務委託料が計上され、既に議会において承認されております。また、社会資本整備総合交付金を利用して、整備建設される（仮称）市民文化会館、元新戸小学校跡地に移転改築される学校給食共同調理場また、その跡地に建設されるであろう統合保育所など、勝浦市では近年になく大型の公共工事が予定されております。

バブル崩壊以降、日本の経済は停滞し、それは地方自治体においても同様で、毎年のように公共工事の発注額が減り続け、地域の建設業者にとっては、非常に厳しい状況が続いております。そうした中で民主党政権になってからは、コンクリートから人へと公共工事が悪のようなレッテルが張られる始末であります。そうした中で、大型公共工事の予定が続く勝浦市において、少しでもその効果を地元経済に反映できないものか考えてみてはいかがでしょうか。

そこで、今後予定される大型公共工事は、どういった方針で発注する考えであるかお聞きします。もちろん、公平、公正に行われる入札によって、受注業者が決定されることは何よりも優先されるべきことではあります。地域経済の振興や地元業者の育成、受注機会の増加のための入札・契約制度について考慮することができないかお聞きいたしまして、登壇しての質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの佐藤議員の一般質問に対してお答え申し上げます。初めに私からは、元新戸小学校の跡地利用のうち避難所を兼ねたコミュニティスペース、これについて、私

のほうからお答え申し上げまして、残りの地元への対応ということで、これについては教育長から答弁をいたします。

避難所を兼ねたコミュニティスペースの併設についてのご質問でございますが、これまでの地元説明会におきまして、コミュニティ施設の建設や避難所の指定、防災備蓄庫設置等のご要望をお聞きしております。学校給食共同調理場建設は、敷地面積に応じた規模や配置について、十分な検討・協議が必要でありますので、今後行われる基本設計の中で関係課において決定したいと考えております。ご要望のコミュニティ施設としての集会所新設につきましては、学校給食共同調理場として最も重要な衛生管理面で万全を期さなければならないことから、それらを総合的に判断し決定したいと思っております。

次に、入札・契約制度について申し上げます。これから大型の公共事業が始まるということのご質問ございましたけれども、市の入札・契約制度につきましては、関係法令及び県の規定に準拠し、諸規定を定めておりまして、工事の設計金額が1億5,000万円以上で、特に高度な施工技術を要するものにつきましては、地方自治法施行令及び勝浦市一般競争入札実施要領の定めにより、施行実績や経営状況等についての県での採点、その他専任技術者の基準など、不適格な業者を排除し、公正な競争のために一定の条件を付すものの、業者の自由な入札参加を認める制限付き一般競争入札を実施しております。

また、工事の設計金額が1億5,000万円未満のものにつきましては、関係法令及び勝浦市の建設工事等指名競争入札の資格要領並びに指名業者選定基準等の定めにより、施工実績、経営状況、技術的適正等の要件を満たす業者を選定し、指名競争入札を実施しております。

従前より、工事関係の指名競争入札に当たっては、市内業者育成の観点から市内に本店及び支店を有するものを原則的に指名し、入札を実施しておりますが、先ほどお話がありました大型の公共工事は、一般競争入札、指名競争入札、いずれにおきましても、市内業者は元請業者としての入札参加要件を満たす状況にはありません。しかしながら、市内業者の受注機会に配慮し、市内業者の育成は重要であると考えますので、市内業者でも受注業者として技術的に施工が十分可能なものは、あえて工事を分離し発注する方向で検討したいと考えます。

また、入札公告の際など、適宜下請は極力市内業者を使用するよう要請してまいりたいと考えます。

以上で、佐藤議員に対する一般質問の答弁を終わります。なお、元新戸小学校跡地の利用に係る地元要望への対応につきましては、教育長から答弁させます。

○議長（丸 昭君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの佐藤議員の一般質問に対し、お答えいたします。元新戸小学校の跡地利用に係る学校給食共同調理場移転改築地元説明会でのご意見、ご要望についてのご質問でございますが、地域住民の方々への説明会につきましては、新戸、宿戸、中谷、平田、関谷、白木の各地区で実施したところでございます。

説明会では、改築の必要性、建設予定地、新施設の規模、建設スケジュール等、学校給食共同調理場移転改築計画の概要について説明をさせていただきました。地域住民の方々からは、学校給食共同調理場の建設にご賛同いただくことができました。

一方、出入り口の安全確保、騒音・臭気の対策、排水の放流先に予定している農業用水路の

整備、コミュニティ施設の建設、防災倉庫の設置、避難場所の指定などの要望や施設の排水量と水質基準についての質問がございました。跡地の利活用に係る要望につきましては、関係課へ報告したところでございます。また、共同調理場建設に係る要望事項につきましては、設計の段階で検討してまいりたいと考えております。

以上で、佐藤議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 午前中、市長及び教育長からご答弁いただきして、それを踏まえまして再質問をさせていただきます。

元新戸小学校跡地の利用についてお聞きしますけれども、私、学校給食共同調理場についてということではなくて、あえて元新戸小学校の跡地利用についてという質問通告したのもそれなりに理由がありまして、当然私も地元の人間として、また各地区の区長ともいろいろ意見交換をする中で、松本教育長をはじめ、中村教育課長、岩瀬所長等、各地区で説明会を開催していただいて、地元の人たちの声をきちっとお聞きされていたことに対しては非常に頭が下がるといいですか、敬意を表したいと思います。

そういった中で、区長方からもお聞きしましたけれども、先月、市政協力員の懇談会といいますが、会議がございまして、その席においても元新戸小学校の跡地についてお話ししたということのを伺っているのですけれども、要望だったと思うのですが、どういう形が出たのか、現在承知していると思いますが、その内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。去る5月31日、市内のホテルにおきまして懇談会を開かせていただきました。その際、私のほうから市内全員の市政協力員に対しましてお願いといいますが、説明した事項ですけれども、元新戸小学校跡地につきましては、学校給食共同調理場建設のための設計業務、測量業務、地質調査業務、これについての委託料を当初予算に計上してあると。今後事業の推進を図ってまいると。さらに3月に市において開かせていただきました地元説明会においてコミュニティ施設の建設や避難所としての指定、防災備蓄庫の建設及び国道297号の改良等のご要望をお聞きしますと申しました。学校給食共同調理場の建設につきましては、敷地面積に応じた規模や配置について設計段階で十分な検討、協議が必要でありますので、今後の基本設計の中で、関係課において決定したいと考えます。このように述べました。また、ご要望のコミュニティ施設としての集会所の新設につきましては、学校給食共同調理場として最も重要な衛生管理面で万全を期さなければならないことから、それらを総合的に判断し、決定したいと考えます。と、この内容で説明をいたしました。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） おおむね地元で説明会が行われたときの内容をまとめて市政協力員会議の中で発言があったものと思います。それでは、一つずつ、具体的に要望等、あるいは質問があっ

たことについてお聞きしますけども、まず、区長にご了解いただいて、新戸、平田、中谷、関谷の説明会に同席させていただきましたけれども、各地区の説明会で、今、総務課長が答弁されたような内容の質問が出ました。1つには排水の問題、臭気・騒音の問題、出入り口の安全の問題、それとコミュニティといいますか、その4点があるかと思います。

まず、排水の問題についてですが、日量40トン排水処理をしてそれを放流する。先ほどの答弁の中で土地改良区の排水路にそのまま放流する形になると思うのですが、現地、大雨等降ると、そこが崩れてくるとか、そういった声が出ていたと思いますが、その排水の対応について、現在どのように考えているのか、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。議員、ご指摘のとおり、地元説明会におきましては、学校給食共同調理場建設に伴う排水、放流先の農業用排水路等についての質問がございました。そこで教育委員会といたしまして、関係課とこういう要望があったということで一度協議させていただきました。その中で、まず1点目ですが、排水につきましては、千葉県薬剤師会検査センターと契約を締結しまして、現在の水質基準を下回らない程度の排水を考えていこうということで、これから5回水質基準について検査を実施してまいります。今の段階では、関係課と協議したのは以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） それと、排水の問題に関して、総野東部土地改良区の排水路に放流するわけですが、それが法令的に問題があるかないかわかりませんが、その土地改良区の了解をもらわなければ当然できない話だと思います。一般河川とちょっと違うものですから、それについて現状わかる範囲で、土地改良区との関係についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。土地改良区施設の中にこういう排水を流す場合につきましては、従来ですと、法的に承諾等が必要だったと思いますが、今現在はそのような法的な規制はないというふうに伺っております。ただ、その水がじかにその排水をくみ上げて水田に引く場合については、ある程度基準があるようです。その基準についても法的、強制的な規制はないというふうに伺っておりますけれども、今回の場合につきましては、予定されておりますのが、先ほど議員がご質問になりましたように、ちょうど土地改良をやった中の水路を流して新戸川のほうに流れる予定になっておりまして、その一部が、過去の災害等で水路が崩壊したというようなことも伺っておりますので、まず水質については、極力農業経営に、水田耕作に影響がない排水を流そうということで、現在千葉県薬剤師会検査センターのほうで規定します基準にどこまで今の水質が行っているのか、その辺を5回にわたって調査するということがまず第1点。

もう一つは、その農業用水路につきましては、本来ですと、土地改良区の施設ですと、市が補助金を出して、土地改良負担金を払っていただいて、施設整備をするのですが、この辺、過去にも谷津田といいますか、国道から元新戸小学校跡地の奥の山林のほうから来ている水によって、新戸の玉前神社下あたりの水路が崩壊したという話も伺っておりますので、その辺、土地改良区に負担を求めてまで修理をしていただくのか、今回、給食センターをつくった場合に、当然水量も多少増すと思いますので、極力市のほうで地元負担をかけずにそういう災害が発

生した場合につきましては、改善する方向で検討すべきというふうに認識しております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 今、副市長のほうからご答弁をいただきましたので、排水に関してはいろいろ地元と協議していただいて、よりよい形にしていだきたいということで結構でございます。

出入り口に関しては、調整池ができた段階、あるいはその前段階で、できない限り何とも言えない部分もあると思いますので、そちらは結構です。

臭気・騒音に関しても、現在の学校給食共同処理場のわきに保育所がありまして、私も子供を送迎したりして、確かににおいは感じますけれども、変な話、家畜のふんどとか、そういったにおいと違ひまして、おなかのすくにおいといいますか、食欲をそそられるにおい、調理をしているにおいなので、それが嫌だという人も中にはいるかとも思いますけれども、騒音に関しても、夜中やったりとかいうことではなく、日中やることですので、できるだけ臭気に関しては避けるような形でやっていいただきたいと思います。

基本設計ができた段階、あるいはその前段階で、3月の議会では新戸区でもう一度説明会をしますというご答弁をいただきましたが、今回、元新戸小学区6区全部で説明会をされています。もう一度やるのであれば、6区にもう一度出向いてやっていただくことのほうが、自分にとっては親切に思いますし、その辺をお願いしたいと思いますが、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。この学校給食共同調理場の改築事業の設計にかかる打ち合わせにつきまして、昨日、都市建設課、共同調理場、また住宅業者と市役所で開催いたしました。そこには、今後のスケジュールについて協議されております。今のご質問の基本設計につきましては、8月中旬にまとまる予定と聞いております。したがって、8月中旬以降に第2回目の地元説明会、今議員ご指摘のとおり6区にこちらから出向きまして、地元説明会を実施する予定でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） ぜひよくお願いしたいと思います。

続いて2つ目の質問でありますコミュニティ施設、避難所、避難場所を兼ねたということでお聞きしておりますけれども、元新戸小学校区、もともと新戸小学校があるときには避難所、避難場所になっておりました。現在、新戸小学校区の中には避難所、避難場所がない状況にあります。説明会の中では選挙の投票所だとか、そういうのも含めたものとして意見が出ていたけれども、この勝浦市の防災ブックの中を見ても、もともと勝浦市は2町2村が合併して、上野、総野、勝浦、興津、そして各町、村ごとに3つの小学校があつて、計12個の小学校がありました。現在合併して、統合して小学校7つ、もともと12の小学校があつて、その小学校区の中に最低一つずつは避難所、避難場所がありました。というのは、そこに学校があつたからということだと思いますけれども、防災ブックの中では、元新戸小学校区内だけ、避難所、避難場所がありません。そういう思いもあつて、また3.11の大震災もあつて、確かに新坂を上ったところにまで津波が来ることは、想定はされないとは思いますが、地震、災害、あるいは風水害、気象災害、災害には地震、津波だけではないわけですし、仮に大規模な津波が来るということになれば、家が倒壊した人がどこに逃げればいいのか、台風で河川が洪水して逃

げる場合に、どこに逃げればいいのか。新戸学区の住民は常に不安を持って生活している状況にあります。

昨年、津波のハザーマップを新しくしました。海岸付近の人たちにはそれなりのものができたと思いますが、山間部の人たち、特に元新戸小学区の人たちにとっては、その災害に常におびえて生活しなければいけないというのが本音だと思います。そうした中で、説明会、あるいはこの間の市政協力員、そして私がこの議会において何とかお願いできないかという質問をしているわけでございまして、まず、これは教育課長から離れる部分になりますけれども、元新戸小学区の人たちが災害において避難する場合に、現在どこに避難すればいいのか、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。災害はいつやってくるかわからないということですが、正式な防災ブックに載っております避難所、避難場所につきましては、総野地区で言いますと、総野小学校、勝浦裕和園となりますので、最終的といいますか、あそこに行けば避難物資は後刻届くという算段になろうかと思っておりますので、遠くにはなりますけれども、市の指定した避難所、避難場所としては総野小学校、あるいは勝浦方面の勝小、武大、その辺になろうかと思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 同じ質問になりますけれども、裕和園に行くよりも、総野集会所、総野小学校のほうが、元新戸小学校区の人たちには近いわけですが、場合によっては総野集会所、総野小学校に行くよりも、新坂をおりてきたほうが近い人もいます。津波が来たときに、例えば武道大学、あるいは市役所、見えたところで入れないです。総野集会所に行ったところで、松野や大楠、杉戸、そっちの人たちが行く。入れないと思います。だから、各12の小学校があった中で最低一つずつの避難所があったわけなんですけれども、今度はあえて副市長にお聞きしますが、元新戸小学校区の人たちが災害のときにはどこに避難すればいいでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 確かに議員おっしゃるとおり、現在、元新戸小学校跡地につきましては、広い一線の土地として、元小学校の広場、グラウンドは一時的な避難場所としては指導しております。ただ、夜間、そこに寝泊まりはできませんので、現時点では、万が一災害があった場合につきましては、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、近隣の施設ですと、まずは地元の集会所が可能か、市としては救援物資等を配る場合には、総野小学校、または勝浦小学校、あるいは勝浦市役所というふうに、現時点ではなっております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 今、現時点ではというご答弁をいただきました。現時点ではそういうことです。将来的には変わってくる可能性もあるというふうに私は理解します。そうは言っても、住民の不安、今回、給食センターができることに対して、住民からほとんど反対の意見はないんです。中には迷惑施設だという人もいたことも事実ですが、おおむねといいますか、やっと新戸小学校の跡地、市が何かつくってくれる、そういった中で期待が不安に変わって、不安が怒りに変わってしまったら最悪だと思うのです。せっかく地元の人たちが、市で新戸小跡地につくってくれる。当然、衛生面から併設できない。それは承知しました。だから同じ施

設の中につくってくれということではなくて、今、給食センター、たしか約3,000平米ですね。今度新戸小学校の跡地は4,800平米、1.5倍の広さになります。食数も、昔、予定していた子供たち、児童生徒減っています。今よりも大きい施設は必要になるのか、その辺は法令上、ウェット方式だとか、ドライ方式とかありましたけれども、約1.5倍の広さになって、例えば体育館をつくれとかいうわけではなくて、それこそ市長がおっしゃった一時避難のできる場所、例えば和室、少しでもお年寄りや障害者の方が一時避難として逃げる場所を整備してもらいたいというお願いなんです。各6区の中には集会所なり自治会館とかあります。それを一時避難にしろという声もありましたけど、もしそうであれば、そこを避難所に指定してもらわなければいけないと思うんです。そうしないと、市民、逃げられないですよ。市で指定された避難場所、そこへ優先して逃げると思います。特に中谷の事務所なんかもがけをしょっていて、今じゃ建てられない場所だと思います。そういった逆に危ない場所に集会所があるのも事実です。市長、副市長初め総務課長も元新戸小学区の中の集会所の場所をもう一度見ていただいて、地元の人たちの不安を怒りに変えないためにも、設計の段階でもう一度組み入れていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、入札の関係をお聞きさせていただきます。財政課長は財政課が長いので熟知しているかと思いますが、この問題、一步間違えるといいますか、言葉を間違えますと、官製談合と称するような言い方になってしまうこともあるのかと思いますけれども、そういうことではなくて、これだけ勝浦市に今までなかったような大型の公共工事があるので、税金を使って建てるものなので、それが少しでも地元還元できないかという考えのもとで質問させていただいて、その趣旨は、市長以下、皆さん、わかっていただいているものと思います。それが先ほどの市長答弁にもありましたので、分離発注を考えると、元請で入れないまでも、下請業者に地元市内業者を使うというお願いをしていきたいというようなご答弁もありましたので、私としては非常に満足がいく答弁だと思っております。ただ、そういう中で、入札・契約制度という形でご質問させていただいているので、現在の入札に関して、少し事務的な部分とかをお聞きさせていただきます。

先ほど言った（仮称）市民文化会館、それから給食センター、勝浦中学校の体育館の改築、勝浦小、豊浜小、総野小、北中の体育館の耐震補強及び大規模改修、その先にあるであろう統合保育園とかありますが、来年から、もしくは今年度末からといいますか、工事発注予定していくと思います。それについて、特に体育館の場合なんかは、一気にやるのか、それとも1年ずつやるのか、そういった部分で発注の見通しと、現在わかる状況でありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。当初予算でいろいろ大規模改修の部分で3校、勝浦中の改築について当初予算にのせて、なおかつ5月には勝浦小学校の耐震大規模改修というものを設計関係ものせたという形で、5月に変則的な形でそういうものをのせたということは、なるべく早い時期に大規模改造、あるいは改修に着手をして、早期にしたいというほうがいいのではないかと方向で今予算を編成しているというところでございます。ただ、いつ発注できるかということになりますと、国庫補助の関係もありますし、現在、設計関係についても鋭意進めておりますので、その状況に応じて発注をするという形になると思いますが、ただ、

予算上ではなるべく早くそういうものに着手をしたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 続いて、先ほどの答弁にもございましたけれども、条例では、議会承認、一般競争入札、予定価格で1億5,000万円以上になっています。議会の承認も条例の中で1億5,000万円以上というふうになっていますが、それはあえて同じ一般競争入1億5,000万円以上、議会の承認物件も1億5,000万円以上というのは、たまたまなのか、それともそれに合わせた形でそういう形になっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） 平成17年度のといいますか、入札関係の見直し、今まで制度改正やっていましたけれども、基本的に一般競争入札を導入したのが、平成17年4月からの改正でございます。そのときに設計金額で1億5,000万円以上のものにつきましては制限付き一般競争入札、それ以下につきましては、指名競争入札というふうに区分いたしました。先ほどの議決要件については、それよりさらに前に制度的にされておりますので、基本的には直接的な因果関係はないと思います。ただ、一つの目安として1億5,000万円が制度改正をしたときに考えたのと、もう一つ近隣で1億5,000万円、たしか茂原とかそういうところで1億5,000万円程度で指名競争入札、一般競争入札を区分していたというところもあって、そういうものも参考にした上で1億5,000万円で切ったと、当時の記録を見ますと、そういうふうになっております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） わかりました。質問のときに言葉足らずで申しわけないですけど、1億5,000万円以上と言ったのは、工事または製造の請負に関してのものでございまして、どうしても工事という感覚で申し上げていたのですけれども、すみません。そうしますと、勝浦市の建設工事等入札資格審査規定の中で、例えば今回、特に建築に限って質問させていただきますけれども、建築の場合、A等級で1,100点以上、B等級が700点以上1,100点未満、C等級が700点未満、いわゆる経審点数のことだと思いますけれども、勝浦市で現在、建築で結構ですので、A等級、何社、B等級、何社、C等級、何社いらっしゃるのか、当然指名参加願い出して登録されている業者の数だと思いますけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を申し上げます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。建築工事のA、B、Cのランクされた業者ということのご質問でございますけれども、市内業者でAランクは1,100点以上ということになりますけれども、ございません。Bランクで5社ございます。ただ、市内業者の定義というのが、市内に本店、または支店を持つと、そこまで広げますと5社であります。準市内が1社入っていますので、厳密に市内だけということになりますと、4社ということになります。Cランクにつきましては、建築では、残念ながら2社でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） わかりました。参考までにもう一度、もう一つ聞きたいと思いますけれども、建築の場合のAランク、1,100点以上になってますけれども、相当の高い点数だと思いますが、県内に本店、あるいは本店を持つ県内業者がAランクで何社いらっしゃるのか、数がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。県内業者で1,100点以上、いわゆるAランクの建設工事の勝浦市の入札参加資格をしている業者数は8社でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 県内で2社しかない。1,100点以上は結構厳しい点数だと思います。厳しいというか、県内に8社しかないということですから、仮に一般競争入札発注する仕方、県内に本店を有する者、あるいは県内に営業所を有する者という形で発注することになろうかと思えますけれども、今お聞きして、市内の業者でAもいません、Bが5社、Cが2社、県内でもAが8社しかないという状況でありますので、体育館の改修とかは別としても、市民文化会館などは大規模な工事になりますので、恐らく大手という形になろうかと思えますけれども、体育館とかそういったものに関してはできるだけ地元の業者が受注できるような一般競争入札を公告するに当たって、審査会の中で点数、あるいはランク、あるいは工事実績、技術者は最低必要だと思いますけれども、そういったものも大手に比べて緩和条件にするような形にしていきたいと思えます。

もう少しお聞きしますが、現在、勝浦市の場合、予定価格と最低制限価格というものがあります。予定価格、最低制限価格、事前公表されているかと思えますけれども、事前公表することがいいか悪いかという是非があると思えます。どっちがいいとか、どっちが悪いということではないと思いますが、この予定価格を事前公表していること、あるいはしていないところもあるかわかりませんが、それがいいか悪いか、財政課長、どのように考えているか、お聞きしたいと思えます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。この予定価格の事前公表、あるいは最低制限価格も含めて事前公表に切り替えたのが平成17年度からの入札改革によりまして、これまで公表していなかったものを事前公表にするように変えたわけでございます。これにつきましては公正の入札の促進であるとか、特に透明性の確保ということ、あるいは不正行為の排除、隠しますと、いろんな形でそれを聞き出そうということで、いろんな形で圧力なりとか不正なことが行われることが多いと。これは勝浦市ということではなくて、全国的にそういう傾向にあったということで、県も予定価格の事前公表に既に17年以前から踏み切っておりましたので、勝浦市も事前公表に踏み切ったところでございます。

ただ、最近の傾向として、事前公表することによって、くじ引き等の案件が増えているのも事実でございます。その辺で今見直しをかけているところも事実でございますが、現時点では勝浦市におきましては、特に今のところ入札関係での大きな問題はこれまで起きておりませんので、現時点では見直す考えはないと思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私も公表することがいいか悪い、しないほうがいいか悪い、判断できない部分もありますが、先ほど答弁の中でくじ引き案件が非常に増えてきていると聞いていますし、最低制限価格を設けることによって、手抜き工事なり下請いじめなりをしないためにも最低制限価格というのは必要かなと思えますけれども、勝浦市の場合、土木工事は100分の80、建築工事が100分の85の設定になっています。土木と建築、同じ建設と考えても工事の分類

が違うので、最低制限価格の違いが当然あるのかと思いますけれども、土木が100分の80、建築が100分の85ですけれども、これの基準を85にしている理由といたしますか、あるいは県やほかの市町村を参考にしてそういう形にしているのかわかりませんが、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。受注工事上でも最低制限価格について、施工例で認められている制度でございまして、その辺を設定している、大体のところはダンピング対策ということで最低制限価格を設けているところがございまして。その中の80から85、土木あるいは建築において設けているところが、勝浦市と同じものを採用しているのが、市では印西市、松戸市、木更津市、茂原市、鴨川市、ほかにはもう少し階層区分を細かく設けておるところもございまして、最低制限価格を設けているのは大体80から85、こういう市町村のほうが現在多いと思っております。ただ、現在県などでも、もう少し階層区分を細かく工事部門ごとに変えておるところもございまして、それを今勝浦市でも検討はしております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 次に、先ほどご答弁いただいた中でお聞きしたいと思いますのが、分離発注というご答弁をされましたけれども、特に建築工事の中で分離するという形になると、建築の一括発注の仕方とか、あるいは電気、給配水設備は建築本体と電気とか設備とか、あるいは外構とか、分離の仕方があるかと思いますが、方法として分離発注の仕方としてどういうふうに考えているのか、まだそこまで考えてないという形であれば構わないのですが、どのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。先ほど市長よりご答弁申し上げました分離発注は、あくまでも市内業者でも受注ができるようなものについてはあえて分離発注を検討しておるということでございまして、それ以外の工事本体、あるいは附帯設備、こういうものにつきましては、現在設計作業中でございますので、そういう中で検討した結果、どういう形が一番いいのかということを今後検討した上で結論を出す必要があるんじゃないかというふうに、入札の担当課のほうでは考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） よくわかりました。最後の質問になりますけれども、万が一という言い方は変なんですけれども、東日本大震災以降、資材などが高騰したりとか、いろいろな部分で各地区の入札が不調になっているようなところも出てきているかと思えます。こちらで積算した金額と発注して入札が不調に終わってしまったということも考えられなくはないかと思いますが、指名競争入札であれば、指名がえをしてもう一度発注というやり方ができるかと思いますが、一般競争入札で発注して、入札が不調に終わってしまったという場合が考えられなくはないと思いますが、その入札が不調になった場合を考えてないと言えいいのですが、その辺は現在どのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。東日本大震災以降、東北3県で復興関係で大型公共工事が一時的に今、大分増えておりまして、その中の一つの傾向として入札が不調に終わる、

予定価格以内におさまらない金額で札が入って、入札が不調に終わってしまうケースが非常に多いということは我々も理解しております。確かにそうではありますけれども、そういうものを踏まえた上で、設計段階で現在の物の価格の動向であるとか、そういうものを直近で押さえた上での設計を今後皆さんなされるのではなかろうか。私のほうは入札担当課ですから、設計する担当課ではございませんので、それ以上のことは申し上げられないのですが、当然そういう今の状況を踏まえた上での設計がなされるものと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 入札・契約制度に関係しまして、先ほど申し上げましたけれども、私の質問の趣旨は皆さん、おわかりいただいたものとして、その上でお聞きしました。談合は絶対許されないことでございますし、不正入札、そういったものは勝浦市ではあってはいけないことだと思いますので、その辺は私、心配はしていないのですが、勝浦市で我々の市民の税金を使ってやる工事を少しでも地元の業者、あるいは経済効果に生かせるように、先ほど言いましたけど、先ほどの市長答弁で正直、満足していますので、創意工夫していただいた入札制度を心がけていただきまして、数年後には勝浦市内、学校の体育館が新しくなった、安全な避難所になった、あるいは子供たちがしっかりそこで体育できるようになった、あるいは（仮称）市民文化会館ができて、市長がおっしゃる交流人口の増大に大いに寄与したと言っていただけのようなためにも、しっかりとした入札をしていただくようお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって一般質問を終結いたします。

散 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
6月15日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。
本日はこれをもって散会いたします。

午後1時42分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問